

- ア 「9 自律」が当てはまる
- イ 「10 二本立て体制」が当てはまる
- ウ 「11 多元」が当てはまる
- エ 「20 営利」が当てはまる

最大判平29.12.6 民集71巻10号1817頁の全文は以下のとおりである。

放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び【ア：自律】を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにほかならない。

上記の目的を実現するため、放送法は、前記のとおり、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を發揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるよう図るべく、【イ：二本立て体制】を探ることとしたものである。そして、同法は、【イ：二本立て体制】の一方を担う公共放送事業者として原告を設立することとし、その目的、業務、運営体制等を前記のように定め、原告を、民主的かつ【ウ：多元】的な基盤に基づきつつ【ア：自律】的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。

放送法が、前記のとおり、原告につき、【エ：営利】を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（20条4項、83条1項）、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。

- ア 「6 公正」が当てはまる
- イ 「12 不利益」が当てはまる
- ウ 「1 処分基準」が当てはまる
- エ 「19 裁量権」が当てはまる

最判平27.3.3 民集69巻2号143頁の引用部分は以下の通りである。

行政手続法は、行政運営における【ア：公正】の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することをその目的とし（1条1項）、行政庁は、【イ：不利益】処分をするかどうか又はどのような【イ：不利益】処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準である【ウ：処分基準】（2条8号ハ）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならないものと規定している（12条1項）。

上記のような行政手続法の規定の文言や趣旨等に照らすと、同法12条1項に基づいて定められ公にされている【ウ：処分基準】は、単に行政庁の行政運営上の便宜のためにとどまらず、【イ：不利益】処分に係る判断過程の【ア：公正】と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するために定められ公にされるものというべきである。したがって、行政庁が同項の規定により定めて公にしている【ウ：処分基準】において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の

【イ：不利益】な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該【ウ：処分基準】の定めと異なる取扱いをするならば、【エ：裁量権】の行使における【ア：公正】かつ平等な取扱いの要請や基準の内容に係る相手方の信頼の保護等の観点から、当該【ウ：処分基準】の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、そのような取扱いは【エ：裁量権】の範囲の逸脱又はその濫用に当たることとなるものと解され、この意味において、当該行政庁の後行の処分における【エ：裁量権】は当該【ウ：処分基準】に従って行使されるべきことがき束されており、先行の処分を受けた者が後行の処分の対象となるときは、上記特段の事情がない限り当該【ウ：処分基準】の定めにより所定の量定の加重がされることになるものということができる。

以上に鑑みると、行政手続法12条1項の規定により定められ公にされている【ウ：処分基準】において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の【イ：不利益】な取扱いの定めがある場合には、上記先行の処分に当たる処分を受けた者は、将来において上記後行の処分に当たる処分の対象となり得るときは、上記先行の処分に当たる処分の効果が期間の経過によりなくなつた後においても、当該【ウ：処分基準】の定めにより上記の【イ：不利益】な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するものと解するのが相当である。

ア 「14 当事者」が当てはまる

行政事件訴訟法2条は、「この法律において『行政事件訴訟』とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。」としている。

イ 「4 納付」が当てはまる

実質的当事者訴訟には、国籍の確認を求める訴訟のような確認訴訟や、公務員が給与の支払を求める訴訟である給付訴訟などがある。

ウ 「12 争点」が当てはまる

私法上の法律関係に関する訴訟において、処分もしくは裁判の存否またはその効力の有無が争われているものは、争点訴訟と呼ばれている（行政事件訴訟法45条参照）。

エ 「18 住民」が当てはまる

民衆訴訟とは、「国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為のは正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するもの」（行政事件訴訟法5条）であり、現行法上の例としては、住民訴訟（地方自治法242条の2）などがある。